

公立大学法人設立認可等に関わる経過

1 公立大学開学までに必要な手続き

	① 設置者変更	② 公立大学法人設立	③ 寄附行為変更
概要	大学の設置者を学校法人から公立大学法人に変更しようとするもの	公立大学を運営する公立大学法人を設立しようとするもの	学校の存立目的等を記した学校法人の基本規則である寄附行為を変更しようとするもの
申請者	学校法人・旭川市連名 (申請主体は学校法人)	旭川市	学校法人
申請先	文部科学省	北海道市町村課	北海道学事課→文部科学省

2 認可までの経過

	① 設置者変更	② 公立大学法人設立	③ 寄附行為変更
令和4年4月8日			北海道知事に対し、学校法人の寄附行為変更申請書を学校法人から提出
6月21日	第2回定例市議会において、公立大学法人旭川市立大学の定款を含む旭川大学の公立化に係る関連議案が議決		
6月22日	文部科学大臣に対し、大学等設置者変更認可申請書を学校法人から提出	北海道知事に対し、公立大学法人旭川市立大学設立認可申請書を旭川市から提出	
9月9日	文部科学大臣が学校法人及び旭川市宛で大学等設置者変更を認可	北海道知事が旭川市宛で公立大学法人旭川市立大学設立を認可	北海道知事が学校法人宛で寄附行為の変更を認可
9月12日	学校法人及び旭川市が大学等設置者変更認可通知書をそれぞれ受理	旭川市が公立大学法人旭川市立大学設立認可通知書を受理	学校法人が寄附行為の変更認可通知書を受理

※上記のほか学校法人から文部科学大臣に対して、大学及び短期大学部の名称変更に関わる届出を設置者変更認可後に実施している。